

陶氏供養塔の発見

播磨定男

1 横矢地藏堂の宝篋印塔

徳山市教育委員会の依頼で、市内にある神社や寺院の文化財調査を実施して、今年で9年目になる¹⁾。悉皆調査であるから歳月を要するのは止むを得ないにしても、折角の現地調査であり、それまで眠らされていた遺物との対面を期待せずにはいられない。こうしたスタッフ一同の共通した願いが昨年暮から今年の正月にかけて2つの成果をもたらした。1は市内四熊字井谷の六地藏種子板碑であり、他は同下上字横矢の地藏堂から発見された宝篋印塔である。

前者は明応7年(1498)の紀年銘を有し、県内にある六地藏を彫った板碑では熊毛郡平生町曾根の明応6年銘に遅れること僅かに1年である²⁾。徳山市四熊地方にはすでに南北朝時代の応安7年(1374)に造立された庄原地蔵像容板碑があり、これに距離的にも余り遠くない新南陽市富田の地藏種子板碑2基などを併せ考えることによって、同地方の中世後期における信仰や思想を解明する手懸かりが得られるであろう。

後者の本稿でこれから取り上げようとする宝篋印塔は、江戸時代の享保15年(1730)に造立された地藏立像を祀る横矢地藏堂の片隅に、五輪塔の地輪などと一緒に置かれていたもので、明応4年(1495)の紀年銘は存するものの基礎と塔身だけしか残っておらず、室町時代後期の宝篋印塔としては別に

注1) 調査結果については年度毎に徳山市教育委員会から概報が出ている。

2) 以下の各板碑については、播磨定男編著『中国地方の板碑』(山陽新聞社出版局、昭和62年)を参照されたい。

珍しいものではない。因みにその概略を記述すると、塔身は四方に円相を陰刻し、正面に「春圃英公／明応四^二卯二月十日」と刻んでいる。基礎は四方に格狭間を陰刻しているが無銘で、上部には3段の段形を設け、基礎と塔身を合わせた高さは47糎である。石質は平野石と呼んでいる地元産の安山岩で、現在は塔身上に別物の笠をのせている。(写真参照)

さて、右の宝篋印塔で注目されるのは、形式や構造よりも塔身面に刻された内容にある。刻銘をそのまま解釈すると、この宝篋印塔は明応4年2月13日に死亡した春圃英公なる人物を供養するために造立されたことが知れる。造立したのは彼の子供か縁者であろうが、誰が造ったかは記していない。ただ被供養者と死亡年月日が分かったにしても、春圃英公は故人の法名であるから、生前の俗名が知れなければこの供養塔のもつ歴史的意義を解明したことにはならないであろう。

春圃英公は果たして如何なる人物か、この謎を解くためには多くの文献を検索せねばならないが、それ以前にこの宝篋印塔自身が歴史的意義解明の有力な手懸かりを提供していることに注意したい。それは宝篋印塔が発見された下上字横矢の一带は、古くは富田庄と称し、大内氏重臣の陶氏の本拠地に当たるからである。陶氏居館のあった下上字武井は横矢と目と鼻の近い位置



春圃英公を供養した2つの宝篋印塔

(向かって右はこの度横矢地藏堂から発見されたもの。左は龍豊寺の墓地に現存している。)

1988年6月 播磨定男：陶氏供養塔の発見

にあり、発見された宝篋印塔が陶氏と何らかの関連性をもつと推定することは極めて当然のことといえよう。だが、現在流布している陶氏系図をはじめこれと関連した文献資料をめくっても、春圃英公なる人物はどこにも出てこないのである。

2 龍文寺過去帳の吟味

市長穂の龍文寺を筆頭に、陶氏を開基とする曹洞宗及び時宗寺院が、徳山市西城から新南陽市にかけて6、7カ寺も存する。問題の春圃英公が陶氏とかかわりをもつとしたら、これらの寺院に何らかの形跡が残されていると考えねばならない。かかる予想のもとに調査を開始すると、果たせる哉次のような各史料が存したのである。

(1)龍文寺（徳山市長穂）開基陶氏五代盛政

○春圃英公禪定門 明応四年二月十三日

今失所考蓋陶兵庫頭弘詮也、弘護公之口ナリ³⁾(過去帳)

○春圃英公大居士 竜文寺日牌 十三日年月不知(大内氏実録)

○春圃英公大禪定門

靈簿十三日下記陶也、年月不委曲記、蓋弘房二男兵庫頭弘詮也⁴⁾(
社証文)

(2)龍豊寺（同大道理）開基陶氏七代弘護室益田氏

○春圃孝英大禪定門 明応四年二月十三日 生年十九歳(過去帳)

○圃孝英禪定門 □^乙卯二月十三日(宝篋印塔⁵⁾)

3) 過去帳の注書にある□は判読不能の文字であるが、陶弘護の弟が弘詮であるから、前段の文脈からすると「弟」とすべきであろう。

4) 『社証文』の靈簿は過去帳のことであるが、ここでは「十三日」とだけあって、年月を記さない位牌のことを指している。

5) 宝篋印塔は同寺東側の墓地に現存するもので、基礎と塔身を一石で彫成しこの
(次頁脚注へ続く)

○ 捨館春圃孝英大禪定門神儀（位牌）

(3) 保安寺（同上村）開基陶氏六代弘房室仁保氏

○ 春圃孝英大禪定門 明応四祀二月十三日

陶兵庫頭弘詮公、弘房二男弘護弟、十九歳二而死去（過去帳⁶⁾）

上の龍文寺、龍豊寺、保安寺の3カ寺は、いずれも陶氏と深い関係にある寺院であり、これらに春圃英公の死を弔う位牌、過去帳、供養塔などが存することは、彼が間違い無く陶氏に連らなる人物であることを証している。殊に龍豊寺には、この度横矢地藏堂から発見されたものよりもやや規模の大きい宝篋印塔まで存しており、したがって、春圃英公が龍豊寺と密接な繋りのあることも容易に予想されるところである。

ただ、右の各史料を比較すると、死亡年月日については「明応四年二月十三日」で一致しているものの、法名の方は龍文寺の史料が「春圃英公」とあるのに対し、龍豊寺と保安寺の場合は「春圃孝英」となっている。これは英公の2字を誤って逆にし、公に孝を宛字したわけではない。春圃孝英が正式な法名であり、英字の下に公をつけて春圃英公と略称したのである。

同じことは陶興昌や同長房の場合も言い得ることで、陶興房の男興昌は海印寺（下上字横矢）所蔵の宝篋印塔に、「春翁透初^(マ)／享禄二^(マ)六月十三日」とあるが、陶氏系図⁷⁾や寺社証文⁸⁾等には「信衣院春翁初公大禪定門」とあり、陶晴賢の男長房も上と同じ史料に「龐英洪公大禪定門」と記されている。興

上に笠をのせている。相輪を欠いており、塔身部の高さは35纏で、安山岩製である。銘は塔身四方に金剛界の四方仏種子を双鉤体で彫り、その外面に法名と紀年銘を刻んでいる。□□□□で示した箇所は磨滅して判読不能であることを意味している。因みに明応4年の干支は乙卯である。

6) この過去帳には「正徳元年十二月廿四日当寺現住順越代」の奥書がある。春圃英公の注書を見ると、保安寺のものは龍文寺と龍豊寺の過去帳を統合した内容になっているから、後者の各史料を見て作ったのであろう。

7) 特に断わるもの以外は近藤清石著『大内氏実録』（マツノ書店、昭和49年復刻）付録の「大内系図」、三坂圭治監修『近世防長諸家系図綜覧』（防長新聞社、昭和41年）付録の「新撰大内氏系図」などによる。

8) 『萩藩閥閥録』第4巻、397頁。

昌、長房とも20代前半で死亡しており、法名に公をつけることの意味は早死した者への略称とも考えられるが、この点は後考を俟つことにしたい。そのことはともあれ、ここでは故人の法名にも2通り存し、春圃英公と春圃孝英が同一人物であることを確認できればよいのである。

ところで、前掲の龍文寺過去帳に「今失所考蓋陶兵庫頭弘詮也、弘護公之口也」と注書していることは大切である。つまり右の過去帳は春圃英公が陶弘詮であると告げているのである。龍文寺の場合は過去帳だけでなく、同寺から提出した寺社証文にも同じ文章が見られ、保安寺の過去帳もこれらと同一の内容となっている。寺院の過去帳を史料として使用する場合は慎重を期さねばならないが、春圃英公について他に有力な手懸かりが得られない現状では、ひと先ず右の記述を信頼し考証を続けることにしたい。もし過去帳に間違いがあれば、考証の過程で不都合な面が出てくるからである。

陶弘詮は幼名を三郎といい、同族の右田氏を継いだ父弘房が寛正6年(1463)に陶氏に復すると、これに代わって右田に入り、右田中書と称している⁹⁾。ところが、文明14年(1482)に兄弘護が石見の吉見信頼に刺されて死亡する事件が発生し、遺児の三郎が未だ幼少であるため、叔父の弘詮がしばらく陶氏に復して補佐することになった。古文書に陶兵庫頭、陶安房守と記しているのは弘詮のことである。彼の法名や死亡については寺社証文の瑠璃光寺来歴の中で、次のように述べている¹⁰⁾。

二男兵庫頭弘詮、法諱鳳梧昌瑞大禪定門ト号シ、位牌有之(中略)一世之軍功多シ、其後筑前ニ於テモ賊徒ヲ討シ、大永三年癸未年十月廿四日死去

上の寺社証文をはじめ『大内氏実録』付録の陶氏系図および『改訂徳山市史』上巻(昭和59年)なども、陶弘詮の死亡を大永3年(1523)とし、法号は「鳳梧昌瑞」と記しているから、これらの記述は明らかに龍文寺の過去帳とは異なっているといわねばならない。ただし、『大内氏実録』の著者近藤

9) 前掲『大内氏実録』333頁。

10) 前掲注8), 449頁。

清石氏は同書の本文中において、弘詮の死亡につき「卒年不詳」であるとし、その理由は陶氏系図に「大永三年癸未十月廿四日、卒於筑前筥崎」とあるが、これについては別に所見が得られないとしている¹¹⁾。また、弘詮が母仁保氏のために長門国豊浦郡檜原村（現豊田町）に建立した妙永寺の記録には¹²⁾、「妙栄寺殿鳳梧昌瑞大居士 十月廿四日 俗名并年号書付無之候」とあって、その俗名や死亡した年号を欠いており、陶氏系図を原拠とする弘詮の大永3年死亡説も、詳細に検討すると未だ定説となっていないことが知れる。

しかし、大永3年と明応4年では28年もの間隔がある。この間に弘詮の生存が確かめられるとしたら、陶氏系図の記述が仮え間違っていたとしても弘詮の明応4年死亡説はくずれ、したがって龍文寺過去帳の春圃英公＝陶弘詮説も解消することになるであろう。実はそれを実証するような陶弘詮に関する次の史料が存するのである。

- 明応七年□月廿八日付 妙栄寺宛寄進状¹³⁾
- 永正三年十一月十五日付 瑠璃光寺宛寄進状¹⁴⁾
- 同十一年十月八日 瑠璃光寺所蔵教授文奥書¹⁵⁾
- 同十三年六月朔日付 熊毛郡安田保・都濃郡戸田令保預状¹⁶⁾

明応から永正年間にかけての主なものだけでも、上の4点を拾うことができる。さらにこの後の弘詮については、永正14年（1517）7月に家督を男隆康に譲り¹⁷⁾、隠退後の大永2年（1522）になると、現在国の重要文化財指定となっている紙本墨書吾妻鏡の書写を完了していることも知れるから¹⁸⁾、弘

11) 前掲『大内氏実録』、232頁。

12) 『防長寺社由来』第7巻、375頁。

13) 同寺所蔵文書（御園生翁甫著『防長地名淵鑑』808頁）。

14) 同上、608頁。

15) 前掲『大内氏実録』232頁。

16) 上司家文書『徳山市史史料』上巻、14頁。

17) 『萩藩閥閥録』第2巻、477頁。

18) 紙本墨書吾妻鏡は本文47冊と年譜1冊から成っており、本文の末尾に「大永二年右田弘詮書写」の奥書がある。山口県岩国市横山、吉川重喜氏所蔵。昭和9年正月30日重要文化財指定。

詮を明応4年2月13日に死亡した春圃英公と同一人とすることはできない。したがって、龍文寺および保安寺の過去帳にある注書は、陶氏系図中の人物を探索する上には貴重な指針となったが、吟味の結果は明らかに間違いであり、後世になって書き加えたことが知れるのである。

3 陶氏系図への疑問

かくして春圃英公＝陶弘詮説は否定されたが、龍文寺、保安寺、龍豊寺の3カ寺のうち弘詮説を唱えているのは前の2カ寺であって、龍豊寺の過去帳は春圃英公の俗名について何ら触れず、ただ「春圃孝英大禪定門 明応四年二月十三日 生年十九歳」とのみ注書している。法名の春圃英公が早死した者への別称・略称であると解せば、彼が19歳で死亡したという上の記事は等閑視できないであろう。龍豊寺の場合は過去帳の他に位牌、それに春圃英公のために造立された供養塔まで存する。陶氏に関連した寺院の中でも龍豊寺は明応4年に死亡した春圃英公ともっとも深い関係にあるといえよう。

そこで、いま仮に春圃英公が明応4年に19歳で死亡したとしてその誕生年を逆算すると、彼は文明9年(1477)丁酉の生まれとなり、前述の陶弘詮はこの時点ですでに対象外となる。敢えて19歳に限定しなくても、文明～明応(1469～1492)頃に生存が確認される陶氏関係の人物を拾い上げると、その第一は陶弘護の遺児3人(武護、興明、興房)であり、次に弘詮の男2人(隆康、興就)を挙げることができよう¹⁹⁾。このうち陶隆康(右馬允)は永正14年(1517)に父弘詮から家督を譲り受け²⁰⁾、天文20年(1551)8月29日に山口の法泉寺の戦いで死亡していることも明らかであるが²¹⁾、弟の興就については陶氏系図に「三郎死去年月不知」とのみある。しかし彼の場合は

19) 彼等の他に陶持長(兵庫頭、従五位下)や陶隆満(安房守)などもいるが、両者は明応4年以降の天文年間(1532～1555)に生存が確認されるから、ここでは考慮外となる。

20) 前掲注17)。

21) 前掲『大内氏実録』257頁。

『実隆公記』の永正8年(1511)9月12日の条に、三条西実隆が興就のために斎名および表徳号を書す記事があり²²⁾、これもまた考慮外と認むべきであろう。そうすると問題は文明14年(1482)5月、吉見氏に刺され、若くして不慮の死を遂げた陶氏7代弘護の遺児3人に絞られてくる。

弘護が死亡した2年後の文明16年に惟参周省が著わした陶弘護肖像贊には「娶石之益田藤氏、産三男一女家奉而戸亨」とあり、三男一女の三男に当たるのが陶氏系図にある武護、興明、興房の3人である。三男の興房は兄2人の死後家督を継いだ陶氏8代目の当主であり²³⁾、天文8年(1539)4月18日に死亡し、法名を大幻院殿透麟道麒大居士と称しているが、兄の武護、興明については未だ不明の点が多い。陶氏系図の武護の項には「文明十四年幼而継父遺領、故伯父弘詮輔佐之、早世」とあり、彼は父弘護の死後家督を継いだのが早世しているのである。同様の記事は龍文寺から出された寺社証文にも「嫡男武護二男興明共夭逝」とある²⁴⁾。早世あるいは夭逝であれば記事が簡略で断片的になることは止むを得ないが、再び陶氏系図を見ると武護には4人の子が存することになっている。早世した人物に4人もの実子が存するとは如何なることであろうか。また、興明という人物が2人おり、武護の弟と長男が同一名であることにも疑問を差し挟まねばならない。結局、この陶氏系図には明らかに混乱があり、その背後には陶氏にとって包み隠したくなるような事件があったことを想像させる。春圃英公の死もまたこの事件とかかわりをもっているが、その前に右の武護についてもう少し実像を明らかにしておかねばならない。

陶武護について一般に知られていることは前述の陶氏系図や寺社証文に記されている断片的な事柄であるが、これら以外の史料では『大内家壁書』の長享2年(1488)正月20日の条に、「陶中務少輔殿」と記されている²⁵⁾。長

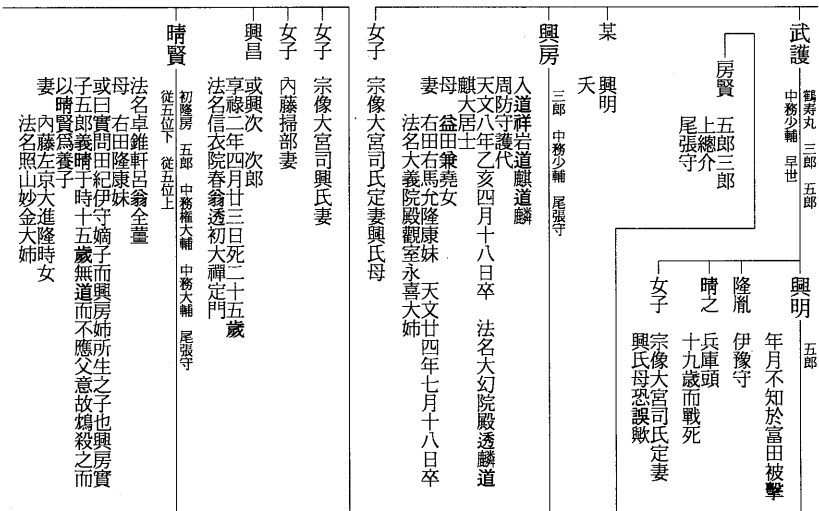
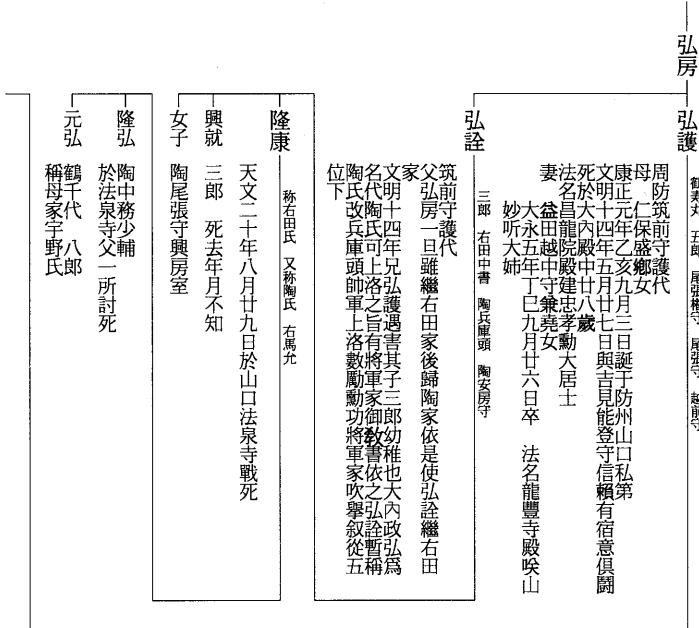
22) 『山口県史料』中世編上、156頁。

23) 陶興房公寿像贊并序には「弘護有三男、其二者夭傷、居士當其三、幸而継家、天與也」とある。(『萩藩閩閩録』第4巻、411頁)

24) 『萩藩閩閩録』第4巻、397頁。

25) 前掲『大内氏実録』142頁。

陶氏系図(抄)



享2年は弘護が死亡した6年後であり、当時陶中務少輔を名乗るのは父の遺領を継いだ武護しかおらないから、右の史料は彼のその後の消息を知らしめる意味で貴重であろう。そればかりか武護の行動を大きく伝えているのは内藤弘矩の死を録した次の史料である²⁶⁾。

内藤肥後守弘矩（弥七 弾正忠 法名常珍）

（前略）明応四年二月廿八日為陶中務少輔武護，於防府被誅，五十歳，其子弥七弘和父与同死

内藤弘矩は盛世（下野守，肥後守）の次男で，文明4年（1472）以降23年間も長門守護代を務めた大内氏の重臣である²⁷⁾。その彼が明応4年2月28日に，一方の重臣である陶武護のため周防防府において，子の弘和と共に誅せられたのである。春圃英公が死亡した僅か15日後のことである。罪ある者を攻め討つことが誅伐の意味であるから，内藤父子を攻め滅ぼしたのは大内氏であるが，前段に「為陶中務少輔武護」とあることをどのように解したらよいであろうか。私見を述べる前に，先ず先学の説明をきくことにしよう。田村哲夫氏は次のように述べておられる²⁸⁾。

守護政弘は明応3年（1493）秋ごろから中風が再発して病床にあった。ところが翌年2月守護代内藤弘矩は政弘の子高弘を擁立して謀叛せんとしたことを，周防守護代の陶武護が政弘嫡男義興に讒言したので誅伐された事件があった。

弘矩誅伐の理由とその背後に，大内政弘後の家督をめぐる兄弟，家臣間の対立が存したことを指摘している。大内政弘が没した明応4年9月以降になってその家臣団の間に，長男の義興を廃し弟の高弘を擁立しようとする動きがあり，この事件が表面化するの明応8年2月になってからであるが²⁹⁾，その兆候が4年前頃からあったにしても不思議ではない。

だが，上述の田村氏の指摘が真実であれば，陶武護は謀叛の主謀者である

26) 『萩藩閥閥録』第3巻，170頁。

27) 同上，第1巻，681頁。

28) 田村哲夫「長門守護代の研究」（『山口県文書館研究紀要』第1号）。

29) この点は後述する。

内藤弘矩を讒訴することによって、この事件を未然に防ぎ、宗家の一大危機を救ったことになるのに、既述のごとく陶氏系図では、彼の行動を評価しようとする配慮が全く存しない。そればかりか肝心の武護の消息が明応4年以降に完全に途絶えてしまうのも気になる点である。明応4年2月28日の内藤弘矩誅伐事件前後に、陶氏内部ではいったい何があったのか。春圃英公の死亡はこれの僅か15日前であり、彼の死がこの事件発生と無関係であろう筈が無い。系図の裏に隠された真相をあばき出さねばならないのである。

4 明応4年の陶氏内訌

室町時代に左大史を務めた小槻晴富（1422～1504）の日記が『晴富宿称記』（別名『小槻晴富記』）として刊行されている。文安3年から明応6年（1446～1497）までの50年中残存しているのは途中の13カ年分だけであるが、明応4年3月21日の条に、次のような注目すべき記事のをせている³⁰⁾。

競秀軒秀文首座^{大内}京来臨、公帖事肝要、蔭涼軒心得可為專一也、
（中略）防州大内一族陶以前権介上洛時、在京之内令遁世、今又帰防州
舎弟^{五郎}陶継家居兄遁世之跡之処、二月十三日為舎兄之所為押寄舎弟当陶宅
討伐之、同廿八日内藤肥後守於大内左京大夫入道宅招寄之伐之、内藤武
勇者也、忽乍負手討数輩打死了、内藤子可継家旨雖被申付、不能是非、
登山之城塙楯籠間、自京兆入道息権介等発向之討内藤子、国々駭動言語
道断也、自四五ヶ日以前風聞之間、相尋之処、今日首座来臨相語之、陶
舎兄遁世僧也、名宗景云々、継家舎弟十三日討伐者陶五郎云々、内藤者
宗景僧伐舎弟陶五郎之時令同意、左京兆及此沙汰云々、宗景僧即時没落
赴高野云々

明応4年2月13日に発生した陶氏の内訌と、同年2月28日の内藤氏の事件について記述しているが、内藤氏の問題は後述することにして、ここでは先ず陶氏のことから考察することにしよう。上の史料によると、大内義興（権

30)『山口県史料』中世編上, 119頁。

介)に随伴して上洛した陶氏舎兄が、在京中に遁世したため、弟の五郎が兄の跡を継いだところ、明応4年2月13日になって出家した筈の兄が突然防州に帰り、舎弟の五郎を滅ぼしたことが知れる。かかる筈に出た理由などは知り得ないが、出家し僧侶となった舎兄は名を宗景といい、被害を受けた舎弟は五郎と称したことも判明する。日記の日付が3月21日で、事件発生から1カ月以上も経っているところは気懸かりであるが、文中に「自四五ヶ日以前風聞之間、相尋之処、今日首座来臨相語之」云々とあるように、作者の小槻晴富は周防国で発生した2つの事件を、最初は風聞としてきいていたが、その内容を今日(3月21日)大内氏雑掌の競秀軒秀文首座に会い詳しく確かめた上で、日記に記しているのである。前半に明応4年2月13日のこととして事件の概要を先ず記し、後半に再び「陶舎兄遁世僧也、名宗景云々」と詳記しているのは、右の経緯を適確に示唆したものといえよう。

さて、右の事件があった明応4年2月13日は、いうまでもなく春圃英公の死亡日と一致する。陶弘護の遺児でこの時死亡したのは舎弟の方であるから、次男の興明がこれに比定され、この度発見された横矢地藏堂の宝篋印塔はまさしく彼の死を悼んで造立されたものと推定されるが、右の日記は実名を五郎とのみ記すだけでその他のことは分らない。また弟の五郎を殺害した兄の方も遁世して名を宗景と改めたことが知られるのみである³¹⁾。ところが、この宗景が弘護の没後その遺領を継いだ武護であることは、次の史料が証明している³²⁾。

為陶中務入道宗景対治令進発候、即時没落無念之至候、落所未聞候、猶以隠置能美嶋候歟、可糺明候間、海上之儀別而御奔走可為祝着候、其外彼凶徒居住之在所候者、尋求討捕候様、可被加下知之条肝要候、仍左京大夫得此旨、可申之由候、恐々謹言

31) 彼の遁世については『蔭涼軒日録』の延徳4年(明応元年)7月2日の条に、「早旦顕等来云、大内被官陶遁世在天王寺云々」とあり、大内政弘・義興が将軍足利義植の六角高頼を討伐する近江の陣に供奉していたとき突然に遁世したのである。

32) 『萩藩閥閥録』第1巻、835頁。

二月廿三日

義興 判

阿曾沼民部大輔殿

この文書は萩藩寄組の阿曾沼二郎三郎家に伝わるもので、年号を欠いているが、文中にある大内左京大夫（政弘）が没するのは明応4年9月18日であり、右文書は彼の生前で、しかも前述の陶氏内訌以後に書かれているから、書記年次は明応4年2月23日と認められる。そうすると、この文書が出たのは事件が発生した10日後となり、書かれている内容も事件の経過と矛盾しない。陶中務入道宗景、つまり陶武護は弟の五郎興明を殺害後、直ちに周防富田を出走し、安芸方面へと向かったが、彼の行動は決して許されべくもなく、宗家大内氏から厳しく追討される境遇に陥ったのである。

私は前に、陶氏系図がこの武護について4人の子供がありながら早世と記し、法名はもちろん死亡年月日を欠くなど、その記述に混乱と矛盾のあることを指摘した。しかし、系図の背後にある事件の真相が明らかになれば謎は解けよう。武護は陶氏の嫡男として亡父の遺領を継ぎ中務少輔を名乗したが、結局は実弟を滅ぼし、宗家の大内氏から追討される身となったのである。したがって陶氏系図は、自家の汚点となるこれらの事実を故意に隠蔽し、「早世」とのみ注書したことが知れるのである。

一方の、兄武護に急襲され死亡した興明の実像はどうであろうか。前掲の『晴富宿称記』には「舎弟陶継家居兄遁世之跡」と、興明が兄の跡を継いでいることを伝えているが、明応4年2月13日には死亡するわけであるから、彼が実際に陶氏当主の座にあったのは3年足らずの僅かな期間である。この間における興明の行動を把握することは困難であるが、それでも次のごとき史料も残っている³³⁾。

当寺住持職并当知行地事、任快哉院殿昌竜院殿証判之旨、寺務領掌不可有相違之状如件

明応三年九月廿日

興明 判

満願寺

33) 『防長寺社由来』第6巻, 279頁。

これは萩旧在の満願寺が所有する古文書である³⁴⁾。この寺はもと陶氏領内の富田別所（現 徳山市上村字別所）に存した真言宗寺院で、現在もその廃寺跡が残っている。陶興明は満願寺に対し、同寺の住持職と知行地を父弘護（昌竜院）と同様安堵する旨のことを約しているのである。明応3年は断るまでもなく事件発生の前年である。

ところで、陶氏系図には前にも触れたように興明と称する人物が2人いる。弘護の次男で春圃英公に比定している如上の興明の他に、武護の長男がそれで、しかも後者の場合は「五郎、年月不知、於富田被撃」と注書まで付いている。だが、武護の長男を明応4年2月13日に死亡した陶五郎と見做すわけにはいかないであろう。年代が合致しないからである。私は陶氏系図上の2人の興明は実は同一の人物であると思う。その理由は、右に述べたごとく武護の跡を弟の興明が継いだからで、陶氏系図はこうした事実に基づいて武護の下に興明を置いたために、実際の弟の方には「某^{興明}天」としか記さざるを得なかったのである。したがって、「五郎、年号不知、於富田被撃」とある注書は明応4年2月13日に死亡した興明のことであり、彼が兄武護によって富田において滅ぼされたというこれまでの叙述とも符合するのである。

『晴富宿称記』にもあるように、武護が攻めたのは弟五郎が守る「当陶宅」であり、それは富田の平城（ひらじょう）に存した陶氏居館以外には考えられない。現在ここは公園となっており、近くには新殿（にいどん）と称する平地も残っている³⁵⁾。この戦闘で五郎興明は死亡したが、龍豊寺過去帳には「春圃孝英大禪定門 明応四年二月十三日 生年十九歳」とあるから、彼が19歳で死亡したことも事実であろう。逆算すると興明は文明9年（1477）の生まれで、父弘護が死亡したときは未だ6歳であったことになる。

陶氏居館跡に立って南方に見えるのが七尾城で、この城のことは江戸時代の延享2年（1745）の記録に「往古陶尾張守居住之由申伝へ候、尤北半＝釣

34) 萩の満願寺は明治になって廃寺になり、防府市宮市の末寺霊台寺と合併、現在は霊台山満願寺と称している。

35) 『菊川のむかしむかし』（昭和61年、非売品）5頁。

井跡と申伝へ有之候」とあって³⁶⁾、陶氏の居城であることが知れ、さらに、この七尾城と陶氏居館を挟んで北側に位置するのが上野城山である。この城山のことも『地下上申』に「古城山壇長十五間程横四間程 上野村ニ有り」云々と記し³⁷⁾、陶氏家臣の梶原某に守備させていたようであるが、地元にはかつて七尾城と上野城との間に戦闘があったという伝承が残っている³⁸⁾。双方の城山から弓矢が飛び交うたので、その間にある地名を横矢と称するようになったともいわれる。もちろんこれらの伝承には後世の付会もあるが、両城間の戦闘が事実であるとしたら、陶氏と他との戦いを想定するよりも、前述の明応4年における陶氏内部の兄弟間で成された戦闘の方が、より真実性があるといえよう。

そしてこのことは、春圃英公、すなわち陶興明の供養塔が右の横矢の地から発見されたことと深いかわりをもっている。すでに紹介したように、「 圃孝英禅定門 二月十三日」と刻んだ供養塔が大道理の龍豊寺にも存し、同一の人物を弔うために造立された2つの石塔が別々の個所から発見されている。龍豊寺の場合はこの寺の開基が陶弘護の室益田氏で、興明の生母であることからして当然であり、他の1基が置かれた横矢の地は、ここにおいて彼が戦死したからに他ならない。造立した人は無論残された縁者であろうが、若くして逝った興明の死を悼み、遺骸を龍豊寺に埋葬すると共に、富田の地においてもわざわざ石塔を造立し、手厚く追善供養を営んだのである。

5 内藤弘矩誅伐の真相

『晴富宿称記』の明応4年3月21日の条には、すでに紹介したように、前月の2月13日における陶氏の内訌と一緒に、丁度この15日後の2月28日に生起した、大内政弘・義興による内藤弘矩の討伐事件が記されている。問題は

36)・37)『地下上申』『徳山市史史料』上巻、280頁。

38) 下上字上野在住の有間宣雄氏談。

長門守護代の職にある内藤弘矩がどのような理由で討伐されたかにあるが、上の日記には³⁹⁾

内藤者宗景僧伐舎弟陶五郎之時令同意，左京兆及此沙汰云々
と、弘矩の討伐がこれまでに述べた陶氏の内訌と裏で繋がっていることを知らせている。直截的にいえば、弘矩は陶武護が弟興明を討つことに同意したために大内氏によって滅ぼされたのである。この「同意」が如何なる意味を含んでいるか、これを直接に立証するような史料は未見であるが、内藤氏の記録には弘矩の死について「為陶中務少輔武護，於防府被誅」と記し⁴⁰⁾、これを一般的には陶武護の讒言によって内藤弘矩が討伐されたものと解されていることは前述の如くである⁴¹⁾。

しかし、武護はすでに明らかなように延徳4年（明応元年）6月頃に遁世し、しかも明応4年2月13日の一件以後は、大内義興によって追討される境遇にあるから、彼が内藤弘矩を讒言するとは到底考えられない。陶氏の中で誰かが内藤氏の動きを察知し、これを主君の大内氏に訴えたとしたら、それができるのは興明であろう。兄武護の遁世後陶家を継いだ興明がかかる挙に出たために、一旦遁世出家した筈の武護が帰郷し、兄弟間の戦闘に至ったものと解されるのである。

そうすると、これまで不透明であった武護の行動が少しずつ明らかになってくる。武護は内藤弘矩と密かに通じていたのである。そうでなければ陶氏内部の紛争に内藤氏が巻き込まれることもあるまい。前述の「同意」を私は両氏の内訌、共謀の意味に解すべきであると思う。『晴富宿称記』によると、武護は大内義興に従って上洛し在京中に遁世したため、弟の興明が陶家を継ぐことになったが、武護のこの突然遁世した理由が実は不明である。だが、武護が陶氏の当主として内藤弘矩と結び、陰謀計画に参加していたとすると、一見不自然に見える彼の行動も一本の線に繋がってこよう。

39)『山口県史料』中世編上，119頁。

40) 前掲注26)。

41) 前掲注28) および三坂圭治監修『近世防長諸家系図綜覧』（防長新聞社，昭和41年）なども同様の見解を示している。

龍豊寺過去帳によると、興明は19歳で死亡しているから兄の武護はこのときすでに20歳にはなっていたが、それにしても大きな陰謀をめぐらすには未だ若輩である。計画の一部が外部に漏れるか、あるいはその気配を予め周囲に察知されたために、在京のまま遁世するという奇行に走ったのであろう。遁世後に再び周防富田に帰り、弟興明を滅ぼした武護のその後の様子については、この直後の2月23日に出された大内氏の追討状⁴²⁾しか存しないが、建咲院（新南陽市土井）にある陶氏系図には「武護、三郎、鶴寿丸、於姫山討死」と、武護が内藤氏の属城である山口の姫山で討死したことが記されている。彼が大内義興に追われながら果たして山口まで潜り込めたのか、この辺にも疑問は存するが、これを否定する史料は未だ発見されていない。

最後に、陶武護、内藤弘矩等による陰謀が未遂に終わったとはいえそれが如何なるものであったのか、この点について触れてみたい。大内義興を廃し弟高弘（尊光）を擁立しようとする計画が大内氏家臣団によってめぐらされ、これが露見するのは明応8年（1499）のことである。『大乘院寺社雑事記』は明応8年3月10日と同年6月の条の2個所で、この事件の様子を次のように記している⁴³⁾。

（明応八年三月十日）

一 自京都申下条々，

（中 略）

二月十六日西国大内^(マ)披官杉平さ衛門以下数輩切腹，大内可取替支度，仍大内上洛不可有之，

（同年六月）

一 二月十六日夜スワウ杉平さ衛門其外はらを切，大内殿取かへ可申事

ニテ候，

一 ひか^{寺也}ミの大内殿おとゝもおちられ候，京上故と申上事なりき，

上の史料からも窺えるように、この陰謀は途中で露見して杉平左衛門武明

42) 前掲注32)。

43) 『山口県史料』中世編上，129頁。

等は自殺し、当時水上山興隆寺の別当職にあった大護院尊光は、大友氏を頼って豊後に走ったのである。陶武護と内藤弘矩が死亡したのはこれの4年前の明応4年である。丁度この前年には大内政弘が中風症を再発して家督を義興に譲っており、大内氏にとっては代替わりの時期である。政弘は翌4年9月18日に死亡しているからこのときすでに日常の執務は困難であったろうし、義興も未だ19歳にしかっていない⁴⁴⁾。主家大内氏に対し陰謀をめぐらし、これを決行するとしたら、明応3～4年が最も好機であったろう。陶武護は未だ政治経験は浅いが、内藤弘矩は大内政弘代の文明4年(1472)8月から実に23年もの間長門守護代の要職にあったベテランである⁴⁵⁾。彼が陶氏を抱き込んだだけでも大内氏にとっては容易ならざる事態といわねばならないが、弘矩は女を杉興泰(左衛門尉、土佐守)や吉見頼興にも嫁がせている⁴⁶⁾。つまり、明応4年の陰謀は大内氏家臣団の3本柱である陶・内藤・杉氏やその周辺の豪族まで巻き込んだ大掛かりなものであったと考えられる。これが未遂に終わったのは、前述のごとく陶武護の軽挙に原因があり、そのために彼の背後にあった内藤氏も大内義興軍によって誅伐されることになったのである。

おわりに

史料の中でも遺物類は文献などと比べ、自分自身からは歴史事実について多くを語らない。しかし、それが一個の実物史料として本物である限り、われわれはこの遺物に対しさまざまな問を発して、その拠ってきた理由や意味を語らしめねばならないのである。

徳山市下上字横矢の地藏堂から発見された宝篋院塔は、塔身面に被供養者の法名と紀年銘を刻むだけで、他には手懸かりらしいものも無いが、これを

44) 義興は享禄元年(1528)12月20日に死去している。このとき52歳、あるいは45歳ともいわれるが、ここでは前者に従った。

45) 前掲注27)。

46) 『徳地町史』(昭和50年)152頁。

丹念に調べあげていくと、その俗名ばかりか彼を死に至らしめた事件まで明らかになるのである。考証の過程で過去帳や系図なども参照したが、これらが歴史史料としてやや信憑性を欠くことは、すでに本文中で吟味したとおりである。

周防富田を拠点に約200年もの間周南地方を支配した陶氏の研究は、これまで当然手をつけるべくして等閑してきた課題であり、その主な原因が関連史料の不足にあることも事実であろう。拙稿が今後の陶氏研究に少しでも呼び水の役割を成し得れば幸甚である。

(昭和63年3月31日稿)

<付 記>

供養塔の発見から本稿を成すまでには、関連史料の収集等に多くの時間を要した。この間に徳山市教育委員会の藤井孝純氏からさまざまな御協力を賜ったことを付記し、お礼を申し上げたいと思う。なお、龍文寺や龍豊寺をはじめ陶氏に関係した各寺院、史料の閲覧等で御協力頂いた方々に対しても、厚く感謝の意を表したい。